

令和 5 年 9 月 11 日

公示第 6 5 7 号

電通健康保険組合の規約の一部を次のとおり変更する。

組合規約 第 4 条の別表 1 中の「株式会社電通スポーツインターナショナル 東京都港区」の次に「株式会社電通アニメソリューションズ 東京都港区」を加える。

組合規約 第 9 条の別表 2 中の「株式会社電通スポーツインターナショナル」の次に「株式会社電通アニメソリューションズ」を加える。

附則

（施行期日）

第 1 条 この規約は、認可の日から施行し、令和 5 年 9 月 1 日から適用する。

（議員に関する経過措置）

第 2 条 第 9 条の変更にかかわらず、現に議員である者は、新選挙区から選出されたものとみなす。

9 月 11 日から
掲示期間 —————
9 月 22 日まで